

# 古代における伊勢神宮と天皇

三橋 正\*

はじめに——明星大学青梅校国際シンポジウム報告——

昨年(平成十七年)十二月、本学科(日本文化学部言語文化学科)の主催により、明星大学青梅校において、国際シンポジウム「伊勢神宮と天皇」が行なわれた。発議者はマーク・テーウィン氏(オスロ大学)・曾根原理氏(東北大学)・ノルマン・ヘイヴンス氏(國學院大學)・ローズマリイ・ベルナル氏(早稲田大学)の四名。主に外国人研究者が日本の神道を論じると言うことで、多くの関心を集め、学生・一般合わせて二五〇人を超える来聴者が集まった。

テーウィン氏は「中世神道儀礼における天皇」という題で、中世の伊勢神宮に関わる神道儀礼や神道説を検討し、それらが先ず僧侶の間で行なわれていたことを指摘された。曾根原理氏は「近世における東照宮と伊勢神宮、将軍と天皇」という題で、近世初期における伊勢神宮について

朝廷と幕府の認識を比較検討し、幕府の方が歴史的に正確な見方をしていたことを明らかにされた。ヘイヴンス氏は「お蔭参りに見る幕末の伊勢信仰」という題で、江戸時代における庶民の自由な伊勢参宮を取り上げ、お蔭参りという爆発的な庶民参詣現象を「非統制」という概念を用いて説明された。ベルナル氏は「伊勢神宮と戦後の天皇観」という題で、明治政府による神宮改革と、戦後に出現した皇族女性による祭主の意義を論じ、特に後者が平安時代のイメージと重ね合わされることの人々の共感を得ていると指摘された。いずれも斬新な切り口で各時代の諸相を明らかにしたもので、従来の研究にはない多様で変質し続ける伊勢神宮の実態が提示された。その後、筆者(三橋)の司会進行により座談会「外国から見た日本の神」があり、来聴者との対話を交えながら、日本の神道や女性天皇の問題などへも議論が進んでいった。そこでも熱心な討論が繰り広げられ、参加者の誰もが時間の少なさを嘆くほどであった。

この国際シンポジウムを開催するにあたり、私たちは多くの議論を重ねてきた。その発端は、昨年三月に東京の品川プリンスホテルで開催された第十九回国際宗教学宗教学史学会(TAIR2005 Tokyo)において、パネル「神道における天皇観」(組織者は三橋)を行なったことにある。このパネルは、「天皇」と「伊勢神宮」に焦点をあて、各時代の「神道」のあり方を歴史的に究明し、今後の神道史研究の前進に寄与しようとの目的により組織された。この時に報告を行なったのは、筆者(三橋)とテーウィン氏・曾根原理氏・ベルナル氏の計四名であった。内容は非常に充実したものとなり、参加者から多くの反響が寄せられたが、特にヘイヴンス氏が私たちの方針に強く賛同して共同研究へ参加することになった。かくして五名の役割分担などが再認識され、その延長として明星

大学における国際シンポジウム開催の運びとなったのであるが、時間の関係で、パネルで古代を担当した筆者の発表「古代の天皇制と中世における『神道的』天皇観の成立」を割愛せざるを得なかった。

明星大学の国際シンポジウムではテューウィン氏の中世の発表から開始されたが、筆者が担当した古代も重要な位置を占める。それは、伊勢神宮や天皇制の成立が古代にあるという理由からだけではない。従来の研究では、古代国家形成期（律令制定時）に形成された両者の関係が、ほぼ継続して後代に繋がると考えられてきたが、中世への展開を視野に入れて考察すると、奈良時代から平安時代にかけても大きな変化が見出されるからである。

筆者を含めた五人の考察は、一冊の論集にまとめて世に問う予定である。国際学会・国際シンポジウムの成果ということも考慮し、日本語版と共に英語版の出版も並行して準備している。各論考の詳しい内容については、この論集の刊行を待つとして、本学の国際シンポジウムで省かざるを得なかった筆者の担当部分について、要点のみ本誌に掲載させていただく。

### 一、古代の天皇制と天皇観・日本観

「天皇」号や「日本」国号の成立については諸説あるものの、聖徳太子の時代から律令が制定されるまでの百年の間であることは概ね認められている。それは、七世紀における中央集権国家の形成と軌を一にするもので、この中で「現神と天下を治す天皇」という常套句<sup>(1)</sup>や、『古事記』『日本書紀』にみられる天孫降臨神話が形成され、「正當な神々の系譜を引く現人神として日本を統治する天皇」というイメージが確定した。こ

の段階で、実質的に日本の国土を支配するだけでなく、言語表現と一体化して思想・宗教面をも包摂する天皇制が確立したのである。

このような一見「神道的」と見られる天皇観は、その形成期においても唯一絶対的なものではなかったし、天皇の支配によって継承・発展させられるものでもなかった。天皇の現実の支配は伝統的な氏族社会の構造を取り込んだ律令国家体制によって維持されていたし、儀礼や言語によって天皇を莊嚴するにも、儒教・道教・仏教など外来の思想・宗教による部分が極めて大きかった。その現象は「イデオロギー連合」とも称され<sup>(2)</sup>、儒教による天子観、仏教による王者観、神道による大王観などの「イデオロギーの役割分担」であったとの見解もあるが、その神道と見なされる部分にも、実は天武朝における道教・仏教の取り込みが認められる<sup>(3)</sup>。

後に「神道的」とされる諸要素が古代に現われることは事実であるにしても、「神道」とは何かを定義できるほど明確な姿を持っていなかった。ただ、極めて曖昧であり、また、その淵源を外来のものによっていたにせよ、天武朝に姿を顕わし、律令で規定された祭祀（大祓も含む）や制度は「神祇」の名の下に「日本」固有のものとして認識されるに至った。そして、和銅五年（七一二）に完成・奏上された『古事記』に代表されるように、国内のみを意識して歴史が編纂される場合、ある種無意識的に仏教などの外来要素が排除されていく。翌年の官命により国ごとに編纂された『風土記』に仏教寺院の由来がほとんど記されていないのも、養老四年（七二〇）の『日本書紀』で「仏教」と対置される「神道」の用語が「日本古来の」というニュアンスを含んでいることも、同様の意識が働いたことによると考えられる。

「天皇」の歴史を国内向け（『古事記』）と国外向け（『日本書紀』）に

語り分けることが行なわれ、国内向けに語られる際には「異物排除」的思考が働き、自然と「復古」的表現が採用される。このような思考パターン<sup>(4)</sup>の形成に「神道」成立への第一段階があったといえる。

## 二、平安時代の神祇儀礼における伊勢神宮

七世紀の律令国家形成期に、「神道」成立の萌芽が見られるとしても、それが一貫して発展していかなかったことは、奈良時代における仏教政策を見ても明らかである。また、平安時代における神祇儀礼の実態や記紀神話の扱いも、古代天皇制と一体になったイデオロギーを維持していたとはいえない。私見では、古代天皇制のイデオロギーから「神道的」天皇観が生み出される重要な転機が平安時代にあると考えているが、従来の神道史研究でほとんど論じられていない。そこで、平安時代の天皇と伊勢神宮の関係、記紀神話理解、神祇儀礼の変化について考察し、その歴史的意義を明らかにしたい。

天皇により伊勢神宮を中核に据えた神祇体系と記紀神話に基づいた祭祀が行なわれていたと考えるのは、実態に即した理解とは言えない。『日本書紀』には崇神・垂仁両天皇の時代にそれぞれの皇女とよすまいりひめの豊前入姫命あまのひのと倭姫命やまとひめのによって皇祖神天照大神を伊勢の地に奉斎したという伊勢神宮の創始譚が記されている。そして、伊勢神宮に天皇の「御杖代」として奉仕する齋王いはい（齋宮）が中世まで継続していたことは、この精神が継承されていたことを物語っているように考えられている。しかし、律令国家による伊勢神宮の祭祀において、齋王の存在は一般に考えられているほど重要ではなかった。伊勢神宮では齋王がいなくても祭祀が行なわれており、少なくとも、不可欠な存在ではなかったのである。

律令祭祀の中で、伊勢神宮の最も重要な祭とされるのは、九月に行なわれる神嘗祭である。伊勢での祭儀は九月十六日に外宮、十七日に内宮で行なわれるが、平安時代には「伊勢例幣」という通称が生まれたように、九月十一日に朝廷から勅使を発遣する儀式として認識されていた。<sup>(5)</sup>

『儀式』巻第五「九月十一日奉伊勢大神宮幣儀」に、

前四日、外記録三王氏五位已上四人歴名封之、令三神祇官卜一世者不須、神祇官卜畢、注三合否進、外記執之、於三大臣前開封令覽、訖喚三卜食者仰之、亦告三神祇官、其日味爽、掃部寮於三八省院小安殿東第三間中央鋪御座、東面、其後東壁下鋪置幣葉薦、豊受宮幣在幣在北西第一間北壁外置簀一枚、第二間鋪裏幣葉薦、其左右鋪長席、為裏幣第三間北壁下鋪内侍座、其南少東鋪長置、為闕司東廊鋪參議已上座、西面北廊鋪少納言・弁座、東面其西少後鋪外記・史座、其後鋪史生・官掌座、南面平且内藏寮官人一人、率藏部二人、將幣物一候、内侍以下四人、從大内出裏備、官人執置葉薦上、中務録率省掌、入置版於小安殿東南庭、自小安殿東南庭、東北去四尺、向乾置版、是為後版也、乘輿御殿座、勅、呼舍人、二声、舍人四人共称唯、少納言代入後、勅、喚中臣・忌部、少納言称唯、退出云、喚中臣・忌部、共称唯、入各就版、中臣就前版、忌部就後版、後執者一人、以下一人隨忌部入立、勅、忌部参来、忌部称唯、昇殿跪、拍手四段、先執豊受宮幣、授後執、大神宮幣、拍手自持復版、每執幣拍手一段、訖勅、中臣参来、中臣称唯、昇殿跪侍、勅、好申天奉礼、中臣称唯復版、訖相引還出、先忌部、後執少間乘輿還宮、蹕而不警、即日使等從神祇官発向、廿日使等就内侍復命、

『延喜式』巻第二「四時祭下」に、

九月祭

伊勢太神宮神嘗祭

幣帛二篋、内蔵寮 繩三疋、糸八絢、倭文一端一丈、席二枚、鞍二具、供設 馬四疋、籠頭料一端一丈四尺、

右当月十一日平旦天皇臨大極後殿奉幣、事見 其使諸王五位已上、及神祇官中臣忌部官各一人給当色、執幣五人、使従者三人、各給潔布衣一端、但齋王初参入之時、設御座於大極殿、事見

とあるように、平安時代に成立した儀式書では細かな次第まで規定されていた。それによると、勅使としては卜定によって決められた王と中臣・忌部があてられ、発遣の時に忌部へ幣帛が渡され、中臣へは天皇からの「好く申して奉れ」という御詞と共に宣命が渡される。この勅使は、齋王の在・不在に関わらず発遣されるだけでなく、『皇太神宮儀式帳』『止由氣宮儀式帳』などによって伊勢における祭儀をみても、幣帛・宣命を齋王を介さずに奉幣し宣命を宣るのである。さらに帰京してから内侍を介して復命していることを考え合わせると、勅使は天皇と伊勢の祭神とを直接に繋ぐ役割を担っており、まさに齋王の宗教的存在意義を希薄化させる存在であった。

齋王がいるのになぜ勅使の発遣が必要なのだろうか。そもそも神嘗祭が、律令制定当初から伊勢神宮の祭であったかも問題にしなければならぬ。『養老令』の注釈書『令集解』の九月「神嘗祭」の項目には、

謂、神衣祭日便即祭之、釈云、即神嘗祭、謂神衣祭日饌食等具祭、宇奈太利・村屋・住吉・津守、古記无別、

とあり、「釈云」として本来の伊勢神宮の祭である「神衣祭」との関連を示すだけでなく、「宇奈太利・村屋・住吉・津守」などの諸社の名も挙げている。これは「古記別なし」ともあり、天平年間の実態を伝えている可能性がある。もしも律令制定当初から平安時代の「伊勢例幣」の

ような実態があったならば、このような記載がなされるはずはない。神嘗祭はいずれかの時代に伊勢神宮の祭として再編されたと考えるべきであろう。

通説では、神嘗祭への勅使発遣の初見記事を『続日本紀』養老五年（七二二）九月乙卯（十一日）条に、

乙卯、天皇御内安殿、遣使供幣帛於伊勢太神宮、以皇太子女井上王為齋内親王、

とあることに求めているが、これは井上女王を齋王にしたことの報告のために行なった臨時奉幣であったと考えられる。私見に拠れば、『同』延暦九年九月甲戌（十一日）条に、

甲戌、奉伊勢太神宮相嘗幣帛、常年天皇御大極殿遥拜而奉、而縁在諒闇、不行常儀、故以幣帛直付使者矣、

とあることが、伊勢例幣を伝える確実な初見記事となる。この記事にある「常儀」は桓武天皇時代における「常儀」と解することができる。その実態を受けて延暦二十三年に撰述された『皇太神宮儀式帳』『止由氣宮儀式帳』にも勅使の記載がなされたと考えられる。歴史的に位置付ければ、父光仁天皇によって伊勢神宮の重要性が再認識されたことを受け、桓武天皇によって天皇が臨席する形での伊勢例幣使発遣が励行され、嵯峨・淳和朝に定着したと見なされる。そうだとすれば、朝廷と伊勢神宮の関係は、『日本書紀』の精神に基づく齋王だけでは不十分となり、奈良末・平安初期に神嘗祭へ勅使を発遣する儀を追加しなければならなくなっていたことを意味する。ここに、天武系から天智系への皇統の交替が影響していたことも考えられよう。

このような朝廷による伊勢神宮への対応の変化は、祭祀形態の変化をも意味する。もはや「御杖代」としての齋王は形骸化し、実質的な宗教

儀礼としては天皇から神社の神へ直接奉られる幣帛や宣命に移行していたのである。そして摂関期には、その奉幣使についても従来の祭祀制度では満足できなくなり、天皇が特別祈願を行なう際には公卿勅使を派遣することになる。国家にとって伊勢神宮という存在は、古代天皇制確立期に有していた神話的な位置付けから、天皇の崇敬を受ける最高の神社という位置付けに変化したとも言える。

### 三、平安時代における神話理解と神祇官

#### ——神話的祭祀観念の崩壊——

平安時代に伊勢神宮の祭祀での齋王の役割が低下し、代わって天皇からの一回ごとに遣わされる勅使に主体が移ったとすると、齋王の起源を記した『日本書紀』はどのように理解されていたのだろうか。また、律令祭祀を主導すべき存在であった神祇官の実態はどうだったのだろうか。

平安時代には、朝廷で日本紀講筈が弘仁・承和・元慶・延喜・承平・康保(年間)の六度行なわれたことが確認できる<sup>(8)</sup>。よって、『日本書紀』が平安貴族社会で読まれていたことは確実である。しかし、現存する『日本書紀私記』からわかることは、その講筈では『日本書紀』の訓の確定に重点が置かれたのであり、国家イデオロギーとしての天皇制の確認がなされたような形跡は全く窺えないのである<sup>(9)</sup>。また、元慶六年(八八二)・延喜六年(九〇六)・天慶六年(九四三)の講書終了時に竟宴が行なわれ、そこで詠まれた和歌が『日本紀竟宴和歌』(『統群書類従』一五上所収)として伝わっているが、そこからは講義を受けていた貴族たちも、神話や歴史を物語として受け取り、それを詩情に読み替えて理解していたことがわかる。これは、弘仁・貞観文化の中核を担っていた文

章経国思想(宮廷での詩宴の隆盛が良い政治の表われであるとする思想)に基づいて、『日本書紀』を読んで歌に置き換える作業をしていたに過ぎなかったことを意味している。この講筈の成果が国家統治に生かされた形跡は一切ないし、祭祀との関連性で理解されたこともなかったと考えられる。講筈を行なうのは文章家であり、神祇官は全く関与していなかったからである。

平安時代の祭祀執行には、大臣・大納言など公卿が責任を持つ上卿制が採用され、神祇官はその指示の下で専門的な仕事をするに過ぎなかった<sup>(10)</sup>。神祇官の役割が低下していただけではない。古代天皇制の確立と共に形成された律令祭祀そのものの意義が低下しており、平安時代にはほとんどが形骸化し、あるいは意義を変更して挙行されていた。

律令祭祀の形骸化を示す最も典型的な例が班幣制度である。神祇令で神祇官が一年間に挙行しなければならぬとされた十三種(十九回)の祭のうち、二月の祈年祭と六月・十二月の月次祭は特に重要なものとされ(『延喜式』では新嘗祭と共に中祀)、百官が神祇官に集まり、中臣が祝詞を宣り、忌部が幣帛を班つとされている<sup>(11)</sup>。また、この班幣対象となる神社の一覧は、『延喜式』神名帳として作成された。しかし、全国の子社の神主・祝を神祇官に集めて幣帛を班かち、持ち帰らせて祭らせる、という理念は、再三にわたり立て直し策が出されたにも関わらず、衰退への加速を止めることはできなかった。それに代わって名神奉幣や祈年穀奉幣が制度化され、平安後期には二十二社制へと展開するが、ここでの神社は、太政官から使が発遣されて幣帛を奉られる対象であり、国家との関係は根本的に異なる。そして、伊勢神宮は、これらの国家的な崇敬を受ける神社の頂点に位置付けられたのである。先述した神嘗祭の「伊勢例幣」化もこの文脈の中で捉える必要がある。その奉幣の主体者

である天皇が、記紀神話に示された高天原の神の子孫であると認識されていたはずはない。また、伊勢神宮も唯一の存在ではなく、諸社の筆頭であった。

意義を変更して挙行されていた律令祭祀の代表が大祓である。<sup>(12)</sup> 律令国家形成期の天武朝に国家的服属儀礼として創始された大祓は、除災・招福儀礼とその意義を変更したことにより平安時代でも国家的宗教儀礼として重用され、さらに貴族の私的な儀礼としても展開し、習俗儀礼と化して広まって行くことになる。ここで、記紀神話と共通する天皇のイメージが記された大祓詞は、中臣祓と名称を変え、呪文として読まれ続け、それに対する研究から中世神道論が発生した点も見逃すことはできない。

このように、従来の神道史研究ではほとんど評価されていなかった平安時代に、実は重大な変化があった。朝廷とそれを支える貴族社会は、記紀神話に基づく精神の忘却と、神祇官主導による律令祭祀の実質的崩壊を受け、神社への崇拜を中核に据えた神祇体系を構築して行く。そして摂関末期から院政期にかけて貴族の神祇信仰が「祭—奉幣型」から「神社—参詣型」へと転換し、神社信仰を形成するのである。<sup>(13)</sup> 中世以降に「神道」発信の中核となる神社への信仰は、国家の支配イデオロギーとしての記紀神話の体系から切り離されたところで成立したのである。

他方、神祇祭祀と切り離された形で日本紀講筈がなされたことで、漢文で書かれた『日本書紀』の訓が確定し、日本語として読み継がれることになった。それが、仮名日本紀や解説書、メモ的なまとめ、神祇歌など様々な副産物を生み出した。つまり、宗教面では神社信仰が形成され、思想面では天皇制イデオロギーに拘泥されない形で神話や天皇の歴史を活用できるようになったのである。これによって、中世における「神道」確立の道が開かれた、と言えるのではないだろうか。

## おわりに

中世の神道説がどのように発生したかは、まだ十分に解明されていない。しかし、その発信源の一つに伊勢神宮があり、もう一つに仏教界があったことは確かである。そして、前者を代表する「神道五部書」と後者を代表する『麗気記』の主要部分は、記紀に基づいて神々や天皇の系譜を示した神統譜・皇代記を用いて成立している。<sup>(14)</sup> これは、朝廷や貴族たちがその価値観を押しつけたからではなく、神社や修験などの宗教的権威が独自の信者獲得活動を進める中で、天皇との一体性を強調し、その権威の中に自らの存在価値を示そうとした結果と考えられる。自らを歴史上に位置付けようとする場合、日本では天皇の歴史に則すしかなかったからである。ここで、国家のものとしてではなく、「日本という自覚（アイデンティティ）」を持つための手段として、『日本書紀』と日本紀講筈の副産物が活用されることになったのではないだろうか。

一旦切り離されたはずの「神」と「神話」は、神社信仰の展開の中で再び融合されることになる。それは実質的な天皇の国家支配や神祇行政から展開したのではなく、日本の神を信仰する側（伊勢神宮ならば神官や伊勢神宮を信仰する僧侶たち）から起こったものである。そこで扱われた記紀神話や大祓詞は、本来の天皇制イデオロギーという意義から切り離され、日本の根源を知るための書として読まれることが可能になっていた。その中で、実質的な支配や利害に関係なく、天皇を日本の中核と見なし、それを貴いとする考えが共有されることとなり、その中で「神道的」天皇観が形成されたと考えられる。

但し、記紀神話や大祓詞を用いる精神の拠り所となった「天皇の権

「威」は、中世においては絶対的なものではなかった。言うまでもなく、もう一方に「仏教」という権威が存在していたのである。中世における天皇の認識は、実質的な支配や利害に関係なく、「天皇の権威」に「仏教の権威」をも取り込みながら、あるいは「仏教の権威」に取り込まれながら、様々な場所で自己完結的に形成されていった。そこに、「神道的」天皇観が多様に展開した理由があるのではないだろうか。

以上、伊勢神宮と天皇について、古代から中世への展開を考察してみた。まだ十分に説明できていないことも多いが、両者の関係が古代においても一貫していたわけではなく、国家形成期から平安時代にかけて全く異質なものと変化していたことが、ほぼ論証できたと思う。

天皇は古代から現代に至るまで日本の中核に存在してきたが、その政治的・社会的な役割と精神的な位置付けが一致していたわけではない。その意義が時代ごとにどのように変化していったのか、さらに検証していく必要がある。

現在企画されている論集では、古代の天皇制と中世に成立した「神道の」天皇観の相違について論じた本稿に続き、テューウィン氏による中世の仏教的神祇儀礼にみる天皇像、曾根原氏による江戸幕府の宗教政策から捉えた東照宮と伊勢神宮の関係、ヘイヴンス氏による江戸時代の庶民による伊勢参宮、そしてベルナルド氏による明治期の伊勢神宮と皇室の再結合および戦後の転換、などについての考察が展開することになるであろう。これらによって、伊勢神宮と天皇の関係が絶えず変化していったこと、時代ごとに天皇についてのイメージが多様に展開したことが明確になるとともに、そこに一貫する精神とは何かという通時代的な検討も可能になると考えられる。ここから、神道・天皇という日本社会独特の文化現象を説明する糸口も得られると期待される。

## 注

(1) 『養老令』卷第八「公式令」第廿二に、詔書式

明神御宇日本天皇詔旨云云。咸聞。

明神御宇天皇詔旨云云。咸聞。

明神御大八州天皇詔旨云云。咸聞。

天皇詔旨云云。咸聞。

詔旨云云。咸聞。

とある。

(2) 石田一良『カミと日本文化』(ベリかん社、一九八三年)など参照。

(3) 西田長男『仏家神道の成立―罪の概念を通路として―』(『日本神道史研究』第一巻「総論篇」)講談社、一九八〇年)所収、初出は一九四〇年、福永光司『道教と古代日本』(人文書院、一九八七年)など参照。

(4) 真の「比較」「批判」に曝された場合には表出せず、内向的・恣意的に自らを論じる際に「神道的」要素が顕現すると考えられる。古代におけるこの意識の現われの一つに神の助数詞「柱」があると考えられる。拙稿「日本における神の数え方―神の助数詞「柱」の用法―」(明星大学日本文化学部編『批評と創作』(明星大学青梅校日本文化学部共同研究論集・第八輯、二〇〇五年)所収)参照。

(5) 『日本書紀』卷第五「崇神天皇」六年の条に、

六年、百姓流離、或有背叛、其勢難<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>徳<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>之、是以、晨興夕惕、請<sub>レ</sub>罪神祇、先是、天照大神・倭大魂二神、並祭<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>天皇大殿之内、然畏<sub>レ</sub>其神勢、共住不安、故以<sub>レ</sub>天照大神、託<sub>レ</sub>豊鍬入姫命、祭<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>倭笠縫邑、仍立<sub>レ</sub>磯堅城神籬、此云<sub>レ</sub>比賣邑、亦以<sub>レ</sub>日本大魂神、託<sub>レ</sub>淳名城入姫命、令<sub>レ</sub>祭、然淳名城入姫、髮落体瘦而不能<sub>レ</sub>祭、

とあり、『同』卷第六「垂仁天皇」二十五年の条に、

三月丁亥朔丙申、(十日)離<sub>レ</sub>天照大神於<sub>レ</sub>豊稻入姫命、託<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>倭姫命、爰倭姫命求<sub>レ</sub>鎮<sub>レ</sub>坐大神之處、而詣<sub>レ</sub>菟田筱幡、筱、此云<sub>レ</sub>佐佐、東還之入<sub>レ</sub>近江国、東廻<sub>レ</sub>美濃、到<sub>レ</sub>伊勢国、時天照大神誨<sub>レ</sub>倭姫命曰、是神風伊勢国、則常世之浪重浪帰国也、傍国可<sub>レ</sub>怜国也、欲<sub>レ</sub>居<sub>レ</sub>是国、故随<sub>レ</sub>大神教、其祠立<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>伊勢国、因興<sub>レ</sub>齋宮于<sub>レ</sub>五十鈴川上、是謂<sub>レ</sub>磯宮、則天照大神始自<sub>レ</sub>天降之處也、一云、天皇以<sub>レ</sub>倭姫命為<sub>レ</sub>御杖、貢<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>天照大神、十月甲子、遷<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>伊勢国廣野宮、(下略)

とある。しかし『古事記』に伊勢神宮創始譚はない。また、齋王制度は神祇令に規定

がなく、奈良時代以降制度化されていく。これは神祇令に規定された祭祀（律令祭祀）が完全に実施できなかったため、その空洞を補うべく齋王制度が出雲国造神賀詞奏上と共に整備されていったことを示していると考えられるが、この点については別稿を留意している。

(6) 伊勢神宮への奉幣使については、藤森馨『平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』（大明堂、二〇〇〇年）など参照。

(7) さらに『統日本紀』天平宝字八年九月（十三日）条を例幣と見る見解もあるが（藤森前掲書）、これも恵美押勝の乱の平定を祈る臨時奉幣と見るべきであろう。

(8) 『秋日本紀』巻第一など参照。

(9) 西宮一民『日本上代の文章と表記』（風間書房、一九七〇年）I部第二章第二節四「日本書紀私記、乙本・丙本について」（初出は一九六九年）など参照。

(10) 岡田莊司『平安時代の国家と祭祀』（続群書類従完成会、一九九四年）など参照。

(11) 『養老令』巻第三「神祇令第六」の冒頭に、

- 凡天神地祇者、神祇官皆依<sub>二</sub>常典<sub>一</sub>祭之、
- 仲春 祈年祭
- 季春 鎮花祭
- 孟夏 神衣祭 三枝祭
- 大忌祭 神風祭
- 季夏 月次祭 道饗祭
- 鎮火祭
- 孟秋 大忌祭 神風祭
- 季秋 神衣祭 神嘗祭
- 仲冬上卯 相嘗祭 寅日 鎮魂祭 下卯 大嘗祭
- 季冬 月次祭 道饗祭
- 鎮火祭

前件諸祭、供<sub>レ</sub>神調度及礼儀、齋日皆依<sub>二</sub>別式<sub>一</sub>、其祈年月次祭者、百官集<sub>二</sub>神祇官、中臣宣<sub>二</sub>祝詞、忌部班<sub>二</sub>幣帛<sub>一</sub>、

とある。「神祇令」の理念と実態との差違については、拙稿「律令国家の祭祀―その理想と現実―」（明星大学日本文化学部編『理想と現実』（明星大学日本文化学部共同研究論集・第九輯、二〇〇六年）所収）参照。

(12) 拙稿「大祓の成立と展開」（『神道古典研究』一二、一九九〇年）、拙稿「ハラエの儀礼―大祓と王権―」（岩波講座『天皇と王権を考える』5「王権と儀礼」（岩波書店、二〇〇二年）所収）など参照。

(13) 拙著『平安時代の信仰と宗教儀礼』（続群書類従完成会、二〇〇〇年）第一編第一章など参照。

(14) 拙稿「中世前期における神道論の形成―神道文献の構成と言説―」（大隅和雄編『文化史の諸相』（吉川弘文館、二〇〇三年）所収）など参照。